

(令和8年7月30日時点)

大豆供給円滑化推進事業に係るQ&A

令和8年7月

本 Q&A は、本事業の考え方を示すとともに、交付等要綱、実施要領等の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

番号	問	答
(1 全般)		
1-1	実績報告の際に準備すべき資料(要綱、要領にあるもの以外)は他にありますか。	・ 支払い経費ごとの内訳を記載した資料や帳簿の写し等の対外的に取組内容を説明できる資料を整理してください。 ・ また、事業実施主体においては、資材購入伝票、写真等の証拠書類及び会計関係書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を5年間保管ください。
1-2	事業実施計画書の(2)ウで「販売予定先」を記載することとなっていますが、販売する見込みが立っていないので記載することができません。 また、記載した販売予定先にだけ必ず販売する必要があるのでしょうか。	・ 販売先の見込みが立っていない場合は、事業を申請することはできません。 ・ なお、合理的な理由がある場合については、計画で記載した販売予定先以外に販売することは可能です。
1-3	実施経過報告書について、事業実施年度の9月末までに提出するものと記載されているが、具体的にはいつ提出すればよいのでしょうか。	・ R8年の9月末までに、事業実施計画書の承認を受けた地方農政局長等へ提出してください。
1-4	終了時報告書と実施経過報告書について、必要に応じて公表するとありますが、どの情報まで公表されるのでしょうか。	・ 個社等を特定できない形で、事業の対象となった大豆の産地、粒別、銘柄、数量等を公表する予定です。
(2 対象経費)		
2-1	事業実施主体が対象大豆を販売する際の運搬費と荷役料は補助対象となりますか。	・ 事業実施主体が行う販売関係の費用は補助対象外となります。

2-2	事業実施主体が対象大豆の調整保管のため、保管場所を複数回移動した場合、運搬費と荷役料は補助対象となりますでしょうか。 また、事業実施主体が自ら運搬を行った場合も補助を受けることができますか。	- 販売予定先の求める荷姿（フレコン、再選別等）に変更する場合や保管倉庫の空き状況など合理的な理由がある場合に、複数回保管場所を移動した際に掛かった運搬費と荷役料（荷姿変更費用を含む）は補助対象となります。 - また、事業実施主体が自ら運搬や荷姿の変更を行う場合については、事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者（アルバイト等）に対して支払う賃金等についてのみ補助対象となります。
2-3	保管費用が掛からない場合も、定額補助を受けることができますのでしょうか。	事業実施主体が経費を負担していることが条件となっており、保管経費に係る領収書等を提出する必要がありますので、定額補助を受け取ることはできません。
2-4	保管料の補助単価・補助率に「定額（1/2相当）」と記載されていますが、保管料が要領の定額費用の2倍を超えた場合、定められた定額費用ではなく 1/2 相当の金額が補助されるのでしょうか。	- 保管料が定額費用の2倍を上回る場合であっても、補助額は定額となります。 - なお、「1/2 相当」とは、本補助単価の設定に当たり、保管料全体のおおむね 1/2 に相当する水準として算出していることを示したものであり、個々の事業における事業費の多寡に関わらず、定められた定額の費用が補助金額となります。
2-5	販売先に近い倉庫での保管に加えて、産地倉庫での保管も行う場合、産地倉庫で発生する保管料も保管料の対象数量に含めてもよいのでしょうか。	所有権移転後の対象大豆であり、保管料の支払い発生している（自社保管等では無い）ものであれば、産地倉庫の保管料も対象となりますので、保管料の対象数量に加えて補助額を計算していただいてもかまいません。
2-6	4月に不落大豆を購入し、10月に事業申請を行いたいが、4月からの対象大豆の保管料等は対象となるのでしょうか。	対象大豆であれば、4月以降に発生した保管料等も支援対象として扱うことができます。そのため、遡って申請することも可能です。
2-7	産地から 20 トンを入庫しましたが、取引先が前倒しで使用するようになったため、10 トンは 10 月に販売し、残りの 10 トン	請求書が 20 トン分として作成されている場合には、10 月販売済みの 10 トン分を補助対象外とし、残りの 10 トン分のみを補助対象となるよう請求金額を按分した上で、終了時の報告を行ってください。

	は 12 月に販売しました。 しかし、請求書は 20 トン分をまとめて発行されており、補助対象分だけを切り分けることが難しい状況です。この場合、どのように対応すればよいでしょうか。	その際は、別記様式第 2 号別添 2 の備考欄等に 10 トン分が対象外となっていることについても記載をお願いします。 なお、按分ができない場合は、20 トン分全て補助対象外となりますので、ご注意ください。
(3 事業実施主体・申請方法)		
3-1	本事業はどのような事業実施主体を想定していますか。	農協や豆問屋等大豆の流通業者等を想定しております。
3-2	計画の申請段階では、令和 9 年に販売を予定していましたが、取引先が見つかったため、令和 8 年 11 月 30 日より前に販売してもよいでしょうか。	令和 8 年 11 月 30 日まで販売しないことを事業の対象としていますので、販売した場合は補助対象外となります。
3-3	複数の都道府県で本事業を実施する場合は、どこに計画等を申請すればよいでしょうか。	実施しようとする補助事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合は、事業実施主体は、対象大豆を主として保管する倉庫が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等へ申請してください。
3-4	会社の支店や支所からの申請は可能でしょうか。	会社の支店や支所における代表者の定めと組織運営の規約の定めが記載された資料の提出があれば、申請することができます。会社定款にその旨記載がない場合は、他の資料の提出をお願いします。
(4 事業対象)		
4-1	対象大豆について、今後購入予定の見込み数量で申請してもよいでしょうか。	- 不落になった対象大豆を購入している、もしくは売買契約書を結んでいる状態で申請してください。 - なお、事業の実施要件を満たしたものが事業対象となるので、保管を開始した

		日以降かつ所有権を移転した日の期からが保管料の補助対象となります。
4-2	他府県産の大豆だけを保管した場合も補助対象となりますか。	保管する大豆は、不落となったもの等の要件を全て満たしていれば、どの産地の大豆であっても補助対象となります。
4-3	所有権はいつまでに移転すればよいのでしょうか。計画申請時には全て購入する必要があるのでしょうか。	原則として、計画申請時から1か月以内に全て購入して所有権を移転してください。なお、合理的な理由があり、そのような対応が不可能という場合については、個別にご相談ください。
4-4	実施要領第2「事業の対象」で対象外とされた倉庫以外で、国から支援を受けて整備した倉庫で保管した場合は補助対象となりますか。	麦・大豆保管施設整備事業（令和2年度補正予算、令和3年度補正予算）、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策（令和4年度一般予備費）、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）のうち麦・大豆ストックセンター整備対策（令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）で国から支援を受けて整備した倉庫以外であれば、補助対象となり得ます。
4-5	補助対象大豆のうち、倉庫保管後の選別において約5%に割れ等が見つかり、販売ができなくなった場合、この5%分の大豆は補助対象から除外されるのでしょうか。	- 対象大豆であれば、割れ等によって結果として販売ができなくなった大豆であっても、そこまでに要した保管料、運搬費、荷役料等については補助対象経費とすることができます。 - 一方、割れ等が判明した後に、新たに要した経費については、補助対象外となります。
4-6	実績報告にあたり、保管料が交付決定額を上回る一方、運搬費が交付決定額を下回りました。このため、経費項目間での流用を行ってもよいのでしょうか。	交付要綱等には経費間流用の明確な規定はありませんが、本事業は経費区分ごとに交付決定を行っています。このため、流用にあたっては必要性および妥当性について対外的に説明可能であることが前提となります。本件についても、増減の要因を踏まえ、適切に説明できるかにより判断されます。